

議 請 第 2 号	令和3年8月23日 受 付
件 名	「特定健康診査時における高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設」を求める意見書提出に関する請願
紹 介 議 員	衣 川 千代子                      金 子 広 和                      大 島 政 教 西 塚 和 音                      中 村 正 義                      田 中 寿 夫 高 橋 ブラツク 久美子      大 沢 えみ子                      猪 股 嘉 直
付 託 委 員 会	文教厚生委員会

【請願の趣旨】

(1) 要旨

地方自治法 99 条に基づいて「①特定健診実施時にあわせて高齢者の聴力検査・検診を実施すること②補聴器購入に際し公的補助制度の創設」を求める意見書を国に提出してください。

(2) 理由

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では「うつ」や「認知症」を引き起こす危険因子として指摘されています。

こうした中で、「聞こえ」の悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米と比較して大差がありません。しかし、補聴器の使用率は、欧米諸国と比べて低く、日本補聴器工業会の調査報告においてイギリス 47.6%に対して我が国は、14.4%と極端に低い数値となっています。

この背景には、日本において補聴器の価格が高額で、片耳あたり 15 万円～30 万円で保険適用がなく全額自己負担となっている現状があります。

身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により負担が軽減され、中等度の場合は、購入後に医療費控除が受けられますが、その対象者はわずかです。約9割の人は自費で購入せざるを得ませんが、低所得の年金暮らしの高齢者にとっては大変高額なものでなかなか購入できないのが現状です。

補聴器の購入に対する公的補助制度が欧米ではすでに確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成を行っているだけです。また、聴力検査についても、老人保健法の施策として難聴の原因が疾患によるものか、加齢性のものか、適切な判断を行うための検査・検診を実施している自治体も生まれてきていますが、まだまだ不十分な状況です。

多くの人が受けている特定健診の受診時にあわせて聴力検査をしていただくとともに、補聴器の購入に際して公的補助を実施することが、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防や健康寿命の延伸、医療費の抑制につながります。

よって、「特定健診の受診時にあわせて高齢者の聴力検査・検診を実施すること」「補聴器購入に際し公的補助制度の創設」に関する意見書を、貴市議会として提出していただくよう請願します。